



2018年3月29日

各 位

会 社 名 窪田製菓ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表執行役会長、社長兼最高経営責任者  
                     窪田 良  
                     コード番号 4596 東証マザーズ  
 問合せ先 ファイナンスディレクター 石川 康男  
                     (TEL : 03-6550-8928 (代表))

行使価額修正条項付き第21回新株予約権（第三者割当て）の発行及び  
 コミットメント条項付き第三者割当契約に関するお知らせ

当社は、2018年3月29日開催の取締役会決議において、第21回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2018年4月16日
(2) 発行新株予約権数	40,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 560円 (総額 22,400,000円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：4,000,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 272円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 4,000,000株です。
(5) 資金調達額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	2,179,400,000円 (差引手取概算額)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 543円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 91%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 予 定 先	株式会社SBI証券
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、株式会社SBI証券（以下「SBI証券」又は「割当予定先」といいます。）と締結する予定の本割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記のSBI証券の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定する予定です。 当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、SBI証券と締結する本割当契約において、行使数量制限を定める予定



	です。詳細は、「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。
(10) その他	<p>当社は、株式会社SBI証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当契約を締結する予定です。本割当契約において、以下の内容が定められています。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本新株予約権の行使の停止</li> <li>・ 当社による本新株予約権の取得</li> <li>・ 本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「【資金調達の目的】」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、SBI証券より提案を受けた下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由【本スキームの特徴】」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由【本スキームのデメリット】」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

### 【資金調達の目的】

当社は、世界中で眼疾患に悩む皆さまの視力維持と回復に貢献することを目的に、イノベーションをさまざまな医薬品・医療機器の開発及び実用化に繋げる眼科医療ソリューション・カンパニーとして日本と米国に拠点を置いて事業活動を行なっております。当社の100%子会社であるアキュセラ・インクは米国を拠点に研究開発を進めており、革新的な治療薬・医療技術の探索及び開発に取り組んでいます。

当社は2002年に創薬支援事業で創業し、創業者であり眼科医である窪田良の「世界から失明を撲滅する」ビジョンのもと、2005年には自社開発と技術導入による創薬事業へと展開し、2017年には、医薬品に加え、医療デバイスの開発にも着手いたしました。昨今、医薬品の治療効果を高める方法としてデジタルヘルスが注目を集めています。当社の医療デバイス分野への参入は、眼科医療でこうした必要性が増すことを見据え、より患者個人にあった治療が行える基盤づくりに一翼を担いたいという思いによるものです。

本日現在、スターガルト病及び増殖糖尿病網膜症に対するエミクススタト塩酸塩、糖尿病黄斑浮腫、白内障、老視（老眼）及び加齢黄斑変性に対する低分子化合物、網膜色素変性に対する遺伝子療法並



びに患者が自宅にいながら網膜の検査ができる超小型 OCT デバイスを開発しております。

<当社パイプラインの現状>

**薬剤**

プロジェクト	適応症	非臨床	第1相	第2相	第3相
エミクススタト塩酸塩	増殖糖尿病網膜症				
エミクススタト塩酸塩	スターガルト病				
低分子化合物	白内障、 老視（老眼）				
遺伝子療法	網膜色素変性				
低分子化合物	糖尿病黄斑浮腫、 ウェット型加齢黄斑変性				

**デバイス**

プロジェクト	詳細	デザイン 及び プロトタイプ	臨床試験 及び 製品開発	承認・認証 510(k)
在宅・遠隔医療 モニタリング機器	超小型モバイルOCT (網膜、光干渉断層撮影機器)			

当社は、こうした技術を自社開発し、又は、開発初期すなわち探索研究段階の有望な化合物若しくは技術を導入し、非臨床試験を経てヒトでの POC (Proof of Concept：概念の実証) 取得に務め、その段階で、製薬企業との共同開発及び商業化契約の提携により収益を確保し、その資金を元手に新たな研究開発に投資をし、事業成長を目指す戦略で展開しております。自社の創薬技術を活かし、非臨床試験から臨床試験へと研究開発を進めてヒトでの POC を取得する「トランスレーショナル研究」に注力することにより、投資のコストを抑えながらも収益性の高いパイプラインを充実させ、企業価値を高めていく計画に基づき事業を推進しております。

当社グループは、2014 年 2 月に東京証券取引所マザーズ市場に新規上場した時点において、欧米での中途失明の主要原因である加齢黄斑変性の中でも地図状萎縮を伴うドライ型を対象とした治療薬候補として自社開発品である「エミクススタト塩酸塩」（以下「エミクススタト」といいます。）の臨床開発を主軸としておりました。この時に調達した約 150 億円の用途は、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の治療薬としてエミクススタトを上市することを見据えた独自の販売及びマーケティング組織の構築、パイプラインの拡充等に充当する計画でした。大塚製薬株式会社（以下「大塚製薬」といいます。）とエミクススタトの共同開発及び商業化契約を締結していたことから、提携からの収入基盤がありました。2016 年 5 月に地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性患者を対象とした臨床第 2b/3 相試験において、主要評価項目を達成することができず、大塚製薬との共同開発及び商業化契約は解消となりました。この時点で、事業戦略を見直し、既存パイプラインの開発スピードを上げると同時に、さらなる技術導入によるパイプライン拡充へと舵を切りました。当社の創業時からのミッションである「失明を世界から撲滅する」に基づき、より社会的に貢献度の高い眼科領域の治療薬及び技術の開発に主眼を置き、患者の身体的負担を軽減する治療法であることと、未だ治療法が確立していないアンメット・メディカル・ニーズ<sup>\*1</sup>に対するソリューションであることを満たすパイプラインの拡充



と開発に努めてまいりました。

具体的には、自社開発のエミクススタトの適応疾患として、糖尿病の3大合併症のひとつである糖尿病網膜症と、若年性の黄斑変性であるスターガルト病に対し、それぞれの患者を対象とした臨床試験を実施いたしました。このほか、白内障及び老視（老眼）の治療薬候補の低分子化合物、網膜色素変性をはじめとする網膜変性疾患に対する遺伝子療法、並びに糖尿病黄斑浮腫やウェット型加齢黄斑変性に対する生物模倣技術を用いた低分子化合物のそれぞれについて非臨床試験を進めております。また、在宅・遠隔医療を可能にする医療デバイスとして、患者自身が自宅にいながら網膜を検査できる超小型モバイルOCTを開発しており、現在、プロトタイプを検証を進めております。

本日現在では計上する売上はありませんが、連結ベースで当社グループが保有する約130億円の手元資金（現金、現金同等物及び流動・非流動のその他の金融資産の合計額。以下同じ。）を主に非臨床段階の薬剤パイプライン及び在宅・遠隔医療デバイスの研究開発並びに事業運営に係る費用に充当し、開発を押し進めております。

世の中では常に新しい技術が生まれており、現行のパイプラインの開発に寄与するものもあれば、新たな眼科治療ソリューションにつながるものもあり、当社は、日頃から初期段階の技術導入を検討しております。このような事業戦略を踏まえながらも、早期に収入基盤を確立することは重要であり、早期の上市を見込めるパイプラインにつきましても、開発を加速させる手段を講じることといたしました。

この度の資金調達、開発品目の中でも、早期の上市を予定しておりますスターガルト病に対する治療薬候補エミクススタトの臨床第3相試験を迅速に実施することを目的としており、早期の収入基盤構築を目指すものであります。増殖糖尿病網膜症につきましてもエミクススタトを治療薬候補としておりますが、当社としましては、病気の進行を抑制する治療薬が存在しないアンメット・メディカル・ニーズであるスターガルト病に対する研究開発を優先的に進めることが社会的にも重要であると考えております。米国、欧州、日本において新薬として製造販売承認取得を目指し、臨床第3相試験を押し進めてまいります。

調達する予定の資金は、実施計画の策定も含めたスターガルト病患者を対象とする臨床第3相試験の実施に充当する予定です。加えて、スターガルト病を対象としたエミクススタトが新薬として上市するためには、2020年に治療薬候補エミクススタトの臨床薬理試験の実施並びに規制当局から承認を得るために必要な毒性試験及び発がん性試験等の実施も必要であり、これらの試験は2020年の実施を計画しておりますが、これらに係る費用に関しては当社が保有する手元資金等から充当する予定です。

エミクススタトを始め、研究の初期段階に導入した技術を社内で育て、中長期的に製薬企業との共同開発に展開することが、当社の事業成長の鍵であり、収益基盤を強化する手段となります。そのためには積極的な開発投資を行い、そこに必要な資金を調達していくことで開発スピードを底上げし、企業価値向上に繋げてまいりたい所存です。

#### <エミクススタト開発の経緯>

当社は、モノを見るための目の働きである「視覚サイクル」に着目しました。視覚サイクルで循環する視物質が消化しきれず老廃物が蓄積することが網膜を損傷する原因のひとつであるため、視覚サイクルを調節すれば病気の進行を抑制できるという仮説を立てました。これに基づき、2006年にエミクススタトの開発を開始しました。2008年に、大塚製薬との間で地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の治療薬候補として共同開発及び商業化契約を提携いたしました。2010年にはFDA（米国食品医薬品局）から研究開発を迅速に進めるために、審査等が優先的に実施されるファスト・トラック認定を受け、2013年から地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の患者を対象にした臨床第2b/3相試験を実



施しました。その結果が明らかになった 2016 年 5 月、残念ながらプラセボ投与群とエミクススタト投与群の間に統計的有意差は認められず、大塚製薬との共同開発及び商業化契約は解消となりました。地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性にはさまざまなタイプがあり、発症の原因も加齢のほか様々な要因があり、エミクススタトの効果を示唆したのは特定の遺伝子プロファイルを持った患者に限られました。

当社は、開発戦略を切り替え、パイプラインの拡充及び既存の開発品の開発スピードを加速する方向へと軌道修正いたしました。その中で最も開発が進んでおり、かつ、視覚サイクルを調節することで病気の進行を抑制することが期待されるエミクススタトの適応に向け増殖糖尿病網膜症の治療薬候補として臨床第 2 相試験、並びにスターガルト病に対して、臨床第 2 a 相試験\*<sup>2</sup>を実施してまいりました。この結果につきましては 2018 年 1 月 15 日に開示いたしました（詳細は、当社の 2018 年 1 月 15 日付適時開示資料『増殖糖尿病網膜症に対する「エミクススタト塩酸塩」の臨床第 2 相試験においてバイオマーカーの改善を示唆』及び『スターガルト病治療薬候補「エミクススタト塩酸塩」、臨床第 2 a 相試験の結果を踏まえ、臨床第 3 相試験の準備を開始』をご参照ください。）。

増殖糖尿病網膜症に対しては、エミクススタト投与群ではプラセボ投与群に比べ、網膜症の発症や悪化に関連するバイオマーカーである VEGF(血管内皮増殖因子)濃度の軽度改善が認められたものの、他のバイオマーカーには大きな変化は認められませんでした。しかしながら、各種バイオマーカーに顕著な改善は認められなかったものの、重要なマーカーの一つに軽度改善が認められたことは注目すべき結果と考えており、今後、分析を重ねて更なる研究を進めたいと考えております。

一方のスターガルト病に対しましては、本剤の作用メカニズムである視覚サイクルの抑制を網膜電図で確認したところ、用量依存的で最大 90%を超える抑制効果が見られたこと、同時に投与用量における安全性及び忍容性が確認されたことを受け、主要評価項目は達成したと判断いたしました。エミクススタトは、2017 年 1 月にスターガルト病の新規治療薬候補として FDA からオーファンドラッグ\*<sup>3</sup>認定を受けています。

こうした状況を鑑み、既に治療薬が存在している増殖糖尿病網膜症よりも、治療法が確立していないアンメット・メディカル・ニーズとして対応が急がれているスターガルト病の開発を優先することといたしました。今後迅速に臨床第 3 相試験を進めるため、今回、資金調達に踏み切ることにいたしました。当社は臨床第 3 相試験を 2018 年中に開始する予定で準備を進めることにいたしました。被験者のリクルート期間を含め、2020 年まで実施する見込みです。

#### <スターガルト病について>

スターガルト病は ABCA4 という遺伝子の突然変異により発症する若年性の黄斑変性で、徐々に光受容体が損傷し、視野の欠損、色覚異常、歪み、ぼやけ、中心部が見えにくいなど様々な視力低下の症状が生じる遺伝性疾患です。典型的なスターガルト病は小児期から青年期にかけて発症しますが、中には成人期まで視力低下を自覚しない患者もいます。スターガルト病の約 95%の症例は、網膜に局在する ABCA4 遺伝子の異常に起因していると考えられています\*<sup>4</sup>。

スターガルト病は、8 千～1 万人に 1 人が罹患すると言われており\*<sup>5</sup>、米国における推定患者数は 4 万人以下と推定されます\*<sup>6</sup>。



## <スターガルト病とエミクススタトについて>

眼球の奥にある網膜には、脳に映像を認識させるために光を電気信号に変える働きをする「視覚サイクル」と呼ばれる仕組みがあります。この視覚サイクルは、明るい光や強い光にさらされると有害代謝産物を生成します。これが長期にわたり消化されないまま蓄積されると、視覚サイクルの働きに支障をきたすだけでなく、網膜自体が損傷され、視力低下又は失明にいたると考えられています。

網膜には、こうした有害代謝産物の前駆物質を分解する細胞に輸送する働きをする ABCA4 という遺伝子があります。スターガルト病はこの ABCA4 遺伝子の異常により、網膜にビタミン A 由来の有害代謝産物が過剰に蓄積され、網膜内の細胞が損傷し最終的には視機能障害をきたすと考えられています。

エミクススタトは、視覚サイクルに不可欠な酵素である RPE65 を抑制することで、視覚サイクルを調節し、ビタミン A の代謝率を低下させます。これにより、スターガルト病の発症に関与すると考えられているビタミン A 由来の有害代謝産物の産生が低下するため、網膜の機能維持に有用であると理論づけられています。

網膜疾患はアンメット・メディカル・ニーズや治療法があるとしても患者にとっては身体的負担が高いという課題があります。当社の自社開発品であるエミクススタトは、世界で唯一、経口投与で網膜に届く治療薬候補として、様々な疾患への適応を目指しております。

(用語の説明等)

- \*1 : アンメット・メディカル・ニーズとは、いまだ治療法が確立していない疾患への医療ニーズ
- \*2 : エミクススタトは、臨床第1相試験（健常人を対象とした、安全性について調べる試験）を終了しているため、スターガルト病患者を対象とした臨床第2a相試験から実施
- \*3 : オーフアンドラッグとは、治療が困難な病気や患者数が少ない病気に対する治療薬のこと。稀少疾病用医薬品と呼ばれる。「オーファンドラッグ法」は病気を治療する医薬品の重要性に基づき研究開発が進むよう、公的援助制度等を整備することを目的にFDAにより制定。
- \*4 : National Eye Institute. [https://nei.nih.gov/health/stargardt/star\\_facts](https://nei.nih.gov/health/stargardt/star_facts). 2017年12月21日のデータ
- \*5 : Retinal Pharma & Biologics Market, Market Scope 2015
- \*6 : Market Scope 社が2015年に発行した「Retinal Pharma & Biologics Market」と「UN World Population Prospects 2015」をもとに、米国のスターガルト病患者数を自社で算出



### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が SBI 証券に対し、行使可能期間を 2 年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割り当て、SBI 証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

#### 【本新株予約権の構成】

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 4,000,000 株です（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。

SBI 証券はその裁量により本新株予約権を行使することができますが、下記「【本新株予約権の行使の停止】」に記載のとおり、本割当契約の規定により当社が一定の期間停止指定を行うことができますので、当社の裁量により、行使を行わせないようにすることが可能となります。

本新株予約権の行使価額は、当初 543 円（本新株予約権に係る発行決議日の前営業日である 2018 年 3 月 28 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）です。本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 91% に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

本新株予約権の行使期間は、2018 年 4 月 17 日から 2020 年 4 月 16 日までです。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の休業日等でない日をいいます。）及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとします。

当社は、SBI 証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本割当契約を締結いたします。

#### 【本新株予約権の行使コミットメント】

SBI 証券は、当社に対して、行使期間中に本新株予約権の全部を行使した場合を除き、行使期間中に以下の表中の「コミットメント条件」に記載のコミットメント条件が達成された場合、当該コミットメント条件の達成日において、当該コミットメント条件達成日に先立つ当該コミットメント条件達成に係る 20 適格取引日（大要、当社普通株式の終値が下限行使価額の 115% に相当する金額を上回り、かつ、行使停止期間中の取引日ではない取引日をいいます。）中取得株式数が、当該コミットメント条件に対応する以下の表中の「コミットメント株式数」に記載の株式数（但し、当社が、本割当契約締結日以後に株式分割等を行った場合には、当社及び SBI 証券は協議の上でかかる株式数を公正かつ合理的に調整するものとします。）に達するまで、本新株予約権が行使されていることを約束しております。



コミットメント条件	コミットメント株式数
① 当該日における発行会社普通株式の出来高が 50 万株以上となる適格取引日（但し、当該適格取引日より前にコミットメント条件達成日が存在する場合は、当該コミットメント条件達成日以前のかかる適格取引日を除く。以下本表において同じ。）が 20 に到達したこと	150 万株
② 当該日における発行会社普通株式の出来高が 25 万株以上 50 万株未満となる適格取引日が 20 に到達したこと	75 万株
③ 当該日における発行会社普通株式の出来高が 10 万株以上 25 万株未満となる適格取引日が 20 に到達したこと	30 万株
④ 当該日における発行会社普通株式の出来高が 5 万株以上 10 万株未満となる適格取引日が 20 に到達したこと	15 万株

#### 【本新株予約権の行使の停止】

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。

#### 【当社による本新株予約権の取得】

当社は、当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の定めに従って SBI 証券に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりの払込価額にて、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

#### 【本新株予約権の取得に係る請求】

SBI 証券は、2018 年 4 月 17 日から 2020 年 3 月 26 日までの期間（以下「取得請求可能期間」といいます。）中に、以下のいずれかの事象が生じた場合、当該事象が生じた日から 5 取引日の期間中に当社に対して通知することにより、本新株予約権 1 個当たり払込金額にて、本新株予約権の取得を請求することができることとされております。

- ① 取得請求可能期間中のいずれかの 5 連続取引日の各取引日における終値がいずれも下限行使価額の 80% に相当する金額を下回った場合
- ② 取得請求可能期間中のいずれかの 5 連続取引日の各取引日における発行会社普通株式の出来高がいずれも 25,000 株を下回った場合
- ③ 取得請求可能期間中のいずれかの 5 連続取引日の各取引日において、東京証券取引所における発行会社普通株式が売買停止となった場合



また、SBI証券は、2020年3月17日から同年3月26日までの期間中に発行会社に対して通知を行うことにより、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権の取得を請求することができます。

上記の他、当社が吸収分割又は新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、SBI証券は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日前までに、当社に対して通知を行うことにより、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権の取得を請求することができます。

当社は、これらの請求を受けた場合、速やかに（遅くとも当該請求の日から15取引日以内に）、残存する本新株予約権の全部を取得するものとします。

#### 【本新株予約権の譲渡】

本割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

#### （2）資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、行使コミットメントにより出来高に応じた行使を促進させる一方で、株価動向や後述の資金使途にある各臨床試験の進捗状況を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

#### 【本スキームの特徴】

- ① 行使コミットメントにより出来高に応じた行使を促進させる一方で、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は4,000,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（2018年2月28日現在の発行済株式数38,055,547株に対する割合は、10.51%、2018年2月28日現在の総議決権数380,535個に対する最大希薄化率は、10.51%）。
- ③ 本新株予約権の行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の91%に相当する金額に修正され、資金調達金額が不確定なものの、下限行使価額が設定されているため、株価下落時での発行が制限されていること、また上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。



- ④ 本新株予約権のほか優位な資本調達手段が発見された場合、又は資金使途が変更された場合など、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性が確保されていること。
- ⑤ SBI証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。
- ⑥ SBI証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

#### 【本スキームのデメリット】

本新株予約権には、主に、下記①乃至③に記載されたデメリットがありますが、当社といたしましては、希薄化に配慮した効率的な資本調達を実施し、支出予定時期の異なる資金需要に備える目的から、上記【本スキームの特徴】①乃至⑥に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

#### 【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、行使コミットメントにより、出来高に応じた行使が促進され、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ⑤ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。
- ⑥ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミット



メント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

- ・ 本新株予約権に係る調達資金 2,194百万円  
   本新株予約権の払込金額の総額 22百万円  
   本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 2,172百万円
- ・ 発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、司法書士費用、信託銀行費用等）15百万円
- ・ 差引手取概算額 2,179百万円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に一部又は全部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少することがあります。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① スターガルト病に対する治療薬候補エミクススタットの臨床試験実施計画の策定、医薬品開発受託機関への業務委託、プロジェクト管理等	131	2018年4月～ 2019年12月
② スターガルト病患者を対象とする治療薬候補エミクススタットの臨床第3相試験の実施	2,048	2018年4月～ 2020年12月
合 計	2,179	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

- ① 日本医薬品医療機器総合機構（PMDA）、米国食品医薬品局（FDA）、欧州医薬品庁（EMA）などとの協議及び申請を含めた準備、臨床試験の設計及び実施計画の策定、各種契約手続き等を行う医薬品開発受託機関への業務委託やプロジェクト管理等に係る費用として、2018年は64百万円、2019年に67百万円、合計131百万円を充当する予定です。
- ② 臨床第3相試験は、承認申請前の最終段階の試験であり、同意を得たスターガルト病患者にエミクススタットを投与し、薬としての有効性、安全性を確認します。臨床第3相試験に係る費用として、治験薬の生産と供給、被験者のリクルートとその関連業務の業務



委託、医療施設における臨床試験の実施、管理及び被験者との連絡を行う治験施設支援機関への業務委託、臨床試験が滞りなく行われているかのモニタリング業務の業務委託、臨床試験データの管理や統計解析などを行う医薬品開発受託機関への業務委託に係る費用等が含まれます。2018年に699百万円、2019年に741百万円、2020年に608百万円、合計2,048百万円を充当する予定です。

また、臨床第3相試験及びそれに係る活動費については、被験者のリクルートが想定より遅延したり、臨床試験の途中で参加を中止する被験者がいることもあり、当社が直接管理又は関与し得ない範囲において、追加的な被験者のリクルート業務の委託費用や、被験者の継続的な臨床試験への参加を促すための業務委託費用が発生する可能性があり、上記業務委託等に係る費用が増減する可能性があります。このような状況で費用が増す場合には、当社が保有する手元資金の充当も含め、別途の手段による資金確保の実施を検討いたします。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 上記資金使途は、2020年までの資金使途の内訳を記載したものです。資金を使用する優先順位は、実施時期が早い事項から充当する予定です。資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。

割当予定先との間で締結する本割当契約には、割当予定先による行使コミットメント条項が定められておりますが、市場における当社株価動向によって調達額が減少する場合、株価が下限行使価額を下回って推移する場合など、株価等によっては割当予定先が当該行使コミットメント条項に従い本新株予約権の行使を行っても、調達金額が想定を下回る場合があります。

このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、事業戦略の見直しを行い、当社が保有する手元資金からの充当も含め、別途の手段による資金の確保又は調達の実施を検討いたします。資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

また、上記の使途に充当する支出予定金額を上回る金額を調達できた場合には、治療薬候補エミクススタットの臨床薬理試験の実施並びに規制当局から承認を得るために必要な毒性試験及び発がん性試験等の実施に係る費用に充当する予定です。

なお、費用が米ドルなど外貨で発生するため、日本円との為替変動により研究開発に必要な資金が増減する可能性があります（為替レートについては、最近の経済動向を鑑み1米ドル=110.00円を想定レートとして資金使途の金額を算出しております。）。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金はスターガルト病を対象としたエミクススタットが新薬として上市し、当社グループが自社販売もしくは販売会社等と提携をすることによって、今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。



## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記的前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額である560円としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、当社の株価、当社普通株式の流動性等を考慮し、①停止指定条項については、本新株予約権の発行が資金調達目的であることを勘案し、行使しないとする、②取得条項については、行使価額の修正に上限がないため、行使しないとする、③割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等については、株価水準に留意しながら、1度に行う権利行使の数は1回あたり100個（10,000株）とし、行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うこと、並びに④取得請求権については、株価が下限行使価額の80%を5営業日連続して下回った場合には、残存する本新株予約権の取得をするように当社に請求するものとするを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2018年3月28日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額に相当する額とするともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、9%としました。但し、行使価額は本新株予約権の下限行使価額である272円を下回ることはありません。下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の50%に相当する金額で設定されており、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

なお、当社監査委員会からは、本新株予約権の発行要項の内容及び上記のプルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利ではなく適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 本新株予約権の発行について、監査委員会として本新株予約権の発行の担当部門長等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていると考えられること。
- ・ プルータス・コンサルティングは企業価値評価実務に関する知識・経験を有し、また、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 発行条件等についてはプルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ 2018年3月28日付のプルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権が有利発行に該当しないと認められること。
- ・ 上記から、プルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。



## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、本新株予約権全部が行使された場合に当社普通株式は最大 4,000,000 株（議決権 40,000 個相当）増加し、2018 年 2 月 28 日現在の発行済株式数 38,055,547 株に対して最大 10.51%の増加、2018 年 2 月 28 日現在の総議決権数 380,535 個に対して最大 10.51%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 4,000,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 127,962 株であります。本新株予約権にはコミットメント条項がついており、割当予定先が速やかに売却する意思も確認されていることから当該希薄化は市場に一定の影響を与える可能性があるものの、株価動向や当社の資金需要を見ながら行使停止期間を指定することも可能であることから、許容できるものと考えております。かつ、②当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。



## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社SBI証券		
(2) 所 在 地	東京都港区六本木一丁目6番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	48,323百万円 (2017年3月31日時点)		
(6) 設 立 年 月 日	1944年3月30日		
(7) 発 行 済 株 式 数	3,469,559株 (2017年3月31日時点)		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	742名 (2017年3月31日時点)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※上記はSBIホールディングス株式会社の100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。(注) 3		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)			
決算期	2015年3月期	2016年3月期 (連結)	2017年3月期 (連結)
営業収益	77,577	89,786	90,464
営業利益	34,680	39,881	37,972
経常利益	34,736	39,889	37,973
当期純利益	20,127	28,087	27,798
純資産	159,146	177,241	192,465
総資産	2,151,779	1,974,648	2,559,387
1株当たり当期純利益(円)	5,814.69	8,114.06	8,022.86
1株当たり配当金(円)	4,070.41	2,888.87	4,323.32
1株当たり純資産(円)	45,975.40	51,152.43	55,097.44

(注) 1. 当社は割当予定先が反社会的勢力でない旨のチェック(インターネット上のデータベース検索を利用し反社会的勢力等との関わり等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み複合的に検索することにより、その関わりを調査)を行っており、また東京証券取引所の取引参加者でもあることから、割当先、役員、主要株主は反社会的勢力に該当しないものと判断しております。

2. SBI証券は、2016年3月期において、ブックフィールドキャピタル株式会社の株式を新たに取得し、同社を連結の範囲に含めているため、2016年3月期から連結財務諸表を作成しております。

3. SBIホールディングス株式会社が直接及び間接的に保有する100%子会社のSBIインキュベーション株式会社は、SBIグループにおけるバイオ事業への投資会社として当社に出資を行っ



ており、上場前より SBI グループの投資ファンドにおいて保有していた持分を上場後に集約した結果、当社株式 14,486,625 株（発行済株式総数の 38.07%）を保有しております。

## （２）割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、上場時の幹事証券会社として当社のニーズを深く理解している SBI 証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

また、当社は、SBI 証券以外に他の国内外の複数金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案も受けました。その中で、SBI 証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、株価に対する影響に充分配慮しつつ執行することを想定しており、行使コミットメントなど当社に有利な条件を提示した SBI 証券を割当予定先として選定いたしました。

（注）本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である SBI 証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

## （３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と SBI 証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

当社は、SBI 証券より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、SBI 証券と締結する本割当契約において、MSCB 等（同規則に定める意味を有します。以下同じ。）の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせません。また、SBI 証券は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができず、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。さらに、SBI 証券は、本新株予約権を譲渡する場合には、SBI 証券の本割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとします。

## （４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本日現在において、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、書面で購入した割当予定先の 2017 年 3 月期の事業概要（金融商品取引法第 46 条の 4 に基づく説明書類）に含まれる貸借対照表及び割当予定先の完全親会社である SBI ホールディングス株式会社が 2018 年 2 月 13 日付で関東財務局長宛に提出した第 20 期第 3 四半期報告書の 2017 年 12 月 31 日現在の連結貸借対照表により、割当予定先及びその完全親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。



#### (5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先である SBI 証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

#### 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2018年2月28日現在)		
氏名又は名称	持株数	持株比率
SBIインキュベーション株式会社	14,486,625	38.07%
窪田 良	10,250,654	26.94%
株式会社大塚製薬工場	1,515,152	3.98%
Chase Manhattan Bank GTS Clients Account Escrow	651,900	1.71%
日本証券金融株式会社	364,400	0.96%
株式会社東京ウエルズ	278,715	0.73%
信越化学工業株式会社	222,222	0.58%
DNP Holding USA Corporation	222,222	0.58%
Morgan Stanley Smith Barney LLC Clients Fully Paid SEG Account	208,637	0.55%
山崎 尚	130,000	0.34%

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

#### 9. 今後の見通し

今回の資金調達による2018年12月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

#### 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2018年2月28日現在の総議決権数に対して最大10.51%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。



## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
事業収益 （提携からの収益）	2,902,721	846,254	—
営業損失	△3,202,919	△4,071,151	△3,619,852
税引前当期損失	△3,070,610	△3,910,673	△3,444,615
当期損失	△3,076,641	△3,910,726	△3,444,615
1株当たり当期損失（円）	△85.63	△104.52	△90.85
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり親会社所有者帰属持分 （1株当たり株主資本）（円）	549.98	436.25	340.91

(注) 当社は、2016年12月1日付で、当時当社の親会社であったアキュセラ・インクと2016年3月24日付で設立された当社の子会社であるアキュセラ・ノースアメリカ・インク(米国子会社)との間で、アキュセラ・インクを吸収合併消滅会社、米国子会社を吸収合併存続会社とし、その対価として、当社の普通株式をアキュセラ・インクの株主に割当交付する三角合併を行い、当社商号を「窪田製薬ホールディングス株式会社」に、米国子会社の商号を「アキュセラ・インク」に変更しております。このため、2015年12月期の数字は旧アキュセラ・インクの米国会計基準による連結数字であります。また、2017年12月期より国際会計基準(IFRS)を適用し、その移行日は2016年1月1日であるため、2016年12月期及び2017年12月期は当社グループの国際会計基準による連結数字となっております。

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2018年2月28日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	38,055,547株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,917,338株	5.0%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

### (3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	38,055,547株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	5,917,338株	15.5%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	5,917,338株	15.5%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数は、2018年2月28日現在における潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在株式数を加えた数を記載しております。



(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
始 値	— 円	1,140円	1,050円
高 値	— 円	1,330円	1,149円
安 値	— 円	851円	494円
終 値	— 円	1,044円	570円

② 最近6か月間の状況

	2017年 10月	11月	12月	2018年 1月	2月	3月
始 値	649円	599円	540円	580円	585円	550円
高 値	672円	629円	587円	784円	593円	604円
安 値	585円	509円	494円	579円	500円	511円
終 値	599円	538円	570円	587円	556円	543円

(注) 2018年3月の株価については、2018年3月28日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2018年3月28日
始 値	533円
高 値	551円
安 値	530円
終 値	543円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上



(別紙)

## 窪田製菓ホールディングス株式会社第 21 回新株予約権 (第三者割当て)

### 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
窪田製菓ホールディングス株式会社第 21 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 申 込 期 間  
2018 年 4 月 16 日
3. 割 当 日  
2018 年 4 月 16 日
4. 払 込 期 日  
2018 年 4 月 16 日
5. 募 集 の 方 法  
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 SBI 証券に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 4,000,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。)) は 100 株とする。但し、下記第 (2) 号乃至第 (4) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第 (2) 号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第 (2) 号、第 (5) 号及び第 (6) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第 (2) 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
40,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金 560 円 (本新株予約権の払込金額の総額 金 22,400,000 円)



## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初543円とする。

## 10. 行使価額の修正

第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が272円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\ \text{行使価額} \\ \times \\ \text{調整前} \\ \text{行使価額} \\ = \\ \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \\ \times \\ \left( \begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \\ + \\ \frac{\text{新発行・処} \\ \text{分普通株式数} \\ \times \\ \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額}}{\text{時価}} \\ + \\ \frac{\text{新発行・処分} \\ \text{普通株式数}}{\text{時価}} \end{array} \right)
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。



- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。



- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2018年4月17日から2020年4月16日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等でない日をいう。）及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり560円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり560円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり560円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。



#### 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 560 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2018 年 3 月 28 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額に相当する金額とした。

#### 19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

#### 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。



22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表執行役に一任する。

以 上



#### 窪田製薬ホールディングス株式会社について

当社は、世界中で眼疾患に悩む皆さまの視力維持と回復に貢献することを目的に、イノベーションをさまざまな医薬品・医療機器の開発及び実用化に繋げる眼科医療ソリューション・カンパニーです。当社 100%子会社のアキュセラ・インク(米国)が研究開発の拠点となり、革新的な治療薬・医療技術の探索及び開発に取り組んでいます。当社独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づく「エミクススタト塩酸塩」において糖尿病網膜症及びスターガルト病への適応を目指し研究を進めております。また、白内障や老視(老眼)の薬物治療を目的としたラノステロール類縁低分子化合物の研究開発、そして網膜色素変性における視機能再生を目指す遺伝子療法の実施しております。同時に、糖尿病黄斑浮腫、ウェット型加齢黄斑変性など血管新生を伴う疾患の治療を目指し、生物模倣技術を用いた低分子化合物の研究開発も進めております。在宅・遠隔医療分野(モバイルヘルス)では、PBOS などクラウドを使った医療モニタリングデバイスの研究開発も手掛けております。

(ホームページアドレス：<http://www.kubotaholdings.co.jp>)

#### 免責事項

本資料は関係情報の開示のみを目的として作成されたものであり、有価証券の取得又は売付けの勧誘又は申込みを構成するものではありません。本資料は、正確性を期すべく慎重に作成されていますが、完全性を保証するものではありません。また本資料の作成にあたり、当社に入手可能な第三者情報に依拠しておりますが、かかる第三者情報の実際の正確性及び完全性について、当社が表明・保証するものではありません。当社は、本資料の記述に依拠したことにより生じる損害について一切の責任を負いません。

本資料の情報は、事前の通知なく変更される可能性があります。

本資料には将来予想に関する見通し情報が含まれます。これらの記述は、現在の見込、予測及びリスクを伴う想定(一般的な経済状況及び業界又は市場の状況を含みますがこれらに限定されません)に基づいており、実際の業績とは大きく異なる可能性があります。今後、新たな情報、将来の事象の発生又はその他いかなる理由があっても、当社は本資料の将来に関する記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。